

「新約のきよめ」

第3章 罪は犯さなければならない
ものではない

“罪を犯すことが不可能”にはならないが “罪を犯さないことは可能”である

第三に押さえるべきポイントは
「罪を犯すことが不可能な状態は地上にはないが、罪を犯すことなく
生きることが可能な状態はある」
ということ

誘惑から免除されない以上、まったくきよめられても罪を犯す可能性はある。
きよめは最も安全な状態であるが、絶対的な安全は地上にはない。
だから私たちは絶え間なく警戒しなければならない。—それは安全の代価。

しかし、可能性は必然性を意味しない。
罪を犯さない生涯を進むことができる恵みは、新生の時から備えられている。
誘惑のある地上生涯を悲惨な敗北のうちに過ごすことは、天の父のご計画ではない。

罪のない生涯が送れないとしたら、キリストがこの世に来られた目的も成し遂げられず、
贖いの計画も失敗だということになる。

新約聖書はその恵みがあることを明白に示している

偏見なく読むなら、パウロもヨハネもそのことを教えている。

- ・罪に対して死んだ私たちは、どうして、なおもその中に生きていられるか。
- ・私たちが敬虔に、正しく、また責められるところがないようにふるまったこと。
- ・私が手紙を書いているのは、あなたがたが罪を犯さないようになるため。

その不可能性は、実力的に不可能なのではなく、道徳的に不可能である、ということ。

恵みのどのような状態も、故意の罪を犯すことを許容していない。
神の子であることと、継続的に罪を犯すことは矛盾しており、統合できない。

クリスチャンは罪を犯す必要がないし、犯さないが、犯す可能性は残されている。

しかしそれはけっして必然ではない。
そしてその場合には、告白によって、再び赦しきよめる恵みが備えられている。

罪を正しく定義することの必要

ここで言っている“罪”とは、絶対的正義の律法からの無意識の逸脱のことではない。それは、知っている神の律法の意志的な違反のこと。

罪は、行為の中にあるよりも、むしろ意志と目的にある。

罪責には常に、悪を知っていることと、それを犯そうとする意図が含まれる。これがないときには、行った行為そのものがまちがっていても、それは罪ではない。

罪と、弱さや過失を区別する必要がある。聖書もこれを区別している。

- 罪—知りながら、故意に違反すること。
- 弱さや過失—無知の罪と言われる無意識の違反。

もちろん弱さや過失も贖いの血を必要とする。しかしそれはキリストの血によって覆われている。

避けることができるもの、できないもの

過失、弱さ、無意識の違反などは、肉体にある間は避けがたい。
しかし、新生した生涯の全期間にわたって、キリストの守り支える力によって、
罪は避けることができる。

キリストは意志に力を与えて、神のみこころに反することを行わせようとするすべての暗示に
頑として立ち向かうことができるようにされる。

罪から守られるように神に信頼している人を、罪を犯すようにさせる力はない。

これは私たちができるかという問題ではなく、神はおできになるという問題。